

# 令和5年第5回小国町教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和5年6月28日(水)
- 1 開催の場所 おぐに町民センター 101号室
- 1 開 会 6月28日 午前10時00分
- 1 閉 会 6月28日 午前10時55分
- 1 出席委員 教育長職務代理者 木下勇児君  
(教育委員)  
教育委員 時松比佐代君  
教育委員 高村さつき君  
教育委員 石松愛子君
- 1 欠席委員 教 育 長 村上悦郎君
- 1 出席職員 事務局 局長 久野由美君  
事務局 次長 後藤栄二君  
(社会教育係長兼務)  
文化振興係長 山下弘子君  
学校教育係長 松本恵君

## 議事の経過（R 5.6.28）

（午前10時00分）

教育長職務代理者（木下勇児君） おはようございます。まず最初に、教育長が病気療養中となっています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び第14条第5項並びに小国町教育委員会会議規則第2条の規定により、教育長職務代理者の私、木下が教育委員会会議の進行を勤めさせていただきます。議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

ただいま、出席委員は4人です。定員数に達しておりますので、令和5年第5回小国町教育委員会会議を開催いたします。

議事日程につきましては、お手元に配布してあるとおりです。小国中学校体育大会と小国小学校運動会への観覧お世話になりました。いずれの行事も、コロナ感染症が5類に移行した事などにより、観覧者の制限をしない従来に近い状態で開催されました。多くの観覧者を前に、子ども達も楽しそうに目を輝かせていたように感じましたし、ご家族の方々も子ども達のがんばりに終始笑顔で大会を終えることができ、大変良かったと思えました。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

日程第1「会議録署名の指名について」は、小国町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、本日出席の教育委員全員及び会議録を調整する職員の署名とします。

日程第2「会期の決定について」 お諮りいたします。会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

教育委員（全員） はい。

教育長職務代理者（木下勇児君） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたします。

日程第3「教育長の報告について」それでは、教育長が事前に準備されていた紙ベースの資料を、私の方から報告させていただきます。中には個人情報も含まれていますので、取り扱いには十分気をつけてください。

1. 中学校部活動結果報告（別紙資料）
2. 児童生徒状況について（詳細は個人情報保護の観点から割愛）
3. 夏季休業中のプール監視業務委託について

教育長の報告は以上です。ただ今の教育長からの報告事項について、御意見等があればお願いします。

教育委員（時松比佐代君） 児童生徒の出欠の件ですが、遅れて登校したり、実際、

学校に来て教室に入れなくて体育館とか保健室に来ているといった児童生徒は出席扱いしていますか。

事務局長（久野由美君） 出席扱いにしているそうです。

教育委員（高村さつき君） 欠席の子ども達は、オンラインなどで少しだけでも、何か先生と会話とかはないのですか。

学校教育係長（松本恵君） 子どもさんによってはオンラインで、毎日つないでるお子さんもいると校長会の時に聞いてます。

教育長職務代理者（木下勇児君） よろしいですか。なければ次に移ります。  
日程第4 教育委員会事務局からの報告について事務局からお願いします。

事務局長（久野由美君） 事務局から2点報告します。

本日教育委員会会議終了後、小中学校授業参観及び給食試食会を行いますので、教育委員さんよろしくお願ひいたします。次に、8月6日開催予定の第39回阿蘇郡市人権同和教育研究大会についてです。昨年度同様、分科会のみを行うことになりました。会場は6町村1カ所ずつで受け持ち、小国町では学校部会C分科会を、ランチルームで行う予定となっております。人数制限があり教育委員さんの参加については今のところ未定ですので、案内する時は改めて連絡いたします。

教育長職務代理者（木下勇児君） ただ今の事務局からの報告事項について、質問あるいはご意見等あればお願いします。

なければ、ただいまから議事に入りたいと思います。

日程第5 議案第1号 「令和5年度小国町就学援助児童生徒の認定について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（久野由美君） 議案集をご覧ください。

議案第1号 令和5年度小国町就学援助児童生徒の認定（第1回）について  
学校教育法第19条の規定に基づき小国町就学援助規則第5条第1項及び教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、令和5年度小国町就学援助児童生徒の認定（第1回）について、別紙のとおり意見を聴取する。令和5年6月28日提出  
小国町教育長職務代理者 木下勇児です。

この「認定に係る資料」を配布しております。この説明について松本学校教育係長が説明いたします。

学校教育係長（松本恵君） 説明いたします。右上に1と書いてあります令和5年度第1回就学援助費関係資料をご覧くださいと思います。（審査の前に資料に添

って次の内容を説明する。)

- ・令和4年度の就学援助児童生徒数及び入学準備金認定児童数
- ・令和5年度の就学援助申請児童生徒数（申請 72名）
- ・就学援助児童生徒数の推移（令和元年度から令和5年度）
- ・就学援助規則の説明（審査に必要なの主な部分）
- ・収入額・需要額調書の見方
- ・収入額算定要領の変更点（基礎控除額、給与所得控除、ひとり親控除）
- ・需要額測定に用いる保護基準額等早見表（級地区分3-2）
- ・令和5年度就学援助支給額（令和4年度から変更として、中学校の「新入学児童生徒学用品費」が60,000円から63,000円に変更）

次に、今回の申請に対する個別の説明を行います。別紙、就学援助認定に関する資料をご覧ください。最初に今回申請が上がってきている方の一覧表をつけております。それでは新規申請者の世帯について、申請書や調書をご説明いたしたいと思えます。

【以下、個別の資料に添って説明を行う。説明内容は個人情報保護のため質疑を含めて省略する。】

教育長職務代理者（木下勇児君） なければ議案第1号については、番号4番・6番・38番の3件を除き認定とすることにご異議ございませんか。

教育委員全員 はい。

教育長職務代理者（木下勇児君） 異議なしと認めます。よって議案第1号「令和5年度小国町就学援助児童生徒の認定（第1回）について」は67名を認定、5名を不認定とすることに決定しました。

日程第7 「その他」となっていますが、委員の皆様からあるいは事務局の方から何かあればお願いします。

事務局長（久野由美君） 事務局から3点報告します。まず、教育委員会事務局要綱の制定報告1件です。資料1をご覧ください。「小国町スクールバス安全装置設置補助金交付要綱の制定について」です。スクールバス運行受託者が、送迎用バス（スクールバス）に安全装置の設置を行う場合の補助金交付要綱（交付基準）を定め、交付を行うものです。次に、資料2 教育委員会所管委嘱者等名簿をお配りしています。後でご覧ください。最後に配布物の確認です。時報市町村教委No.304をお配りしています。こちらも、後でご覧ください。

教育長職務代理者（木下勇児君） スクールバスの安全装置、いくら位するのですか。

事務局次長（後藤栄二君） 1台あたり20万円弱です。約14万円町が出した内の約8万円が国から県補助金として入ってきますので、実質、町の負担は1台につき6万2,000円です。

教育長職務代理者（木下勇児君） 事業者も1台につき6万2,000円ということですね。事業者と町で折半して安全措置をつけるということですね。

教育長職務代理者（木下勇児君） 私から、6月6日に行われた第1回教科書図書選定委員会の報告をします。メンバーは阿蘇郡市の教育委員、PTA、学識経験者等で構成されています。人数は15、6人で、教科書採択の仕組みと選定委員会の説明がありました。4年に一度の選定で今回は小学校です。教科ごとに5、6社の出版社の中で、どの図書を阿蘇郡市では採用するかというのを、学校の先生や学識経験者で数名の教科ごとの専門員が中味をしっかりと精査して、まずピックアップします。それを選考委員にプレゼン（報告）し、それを受けて選定委員が意見等を出し合って答申します。答申したものを、今度は市町村の教育委員会でいいかどうかを諮って、最終的に来年以降の図書の選定が決まっていくという流れになっています。他に、何か皆さん方からありませんか。

文化振興係長（山下弘子君） 来月7月22日から始まる展覧会は、「おぐに美術部と作る善三展」で、美術部員は今10人位ですが、子どもたちが善三先生の絵を選んで作る展覧会になりますので、よかったら見に来てください。

教育長職務代理者（木下勇児君）

その他に何かございませんか。なければ、閉会したいと思います。ご審議ありがとうございました。これをもちまして、令和5年第5回小国町教育委員会会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

（午前10時55分）

小国町教育委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年6月28日

小国町教育委員会 教育長職務代理者  
(教育委員)

教育委員

教育委員

教育委員

事務局長